

美濃市民の歯と口腔の健康づくり条例（案）について
パブリックコメント等のご意見募集の結果等

(1)提出状況（人数） 2名 6件

(2)パブリックコメントでいただいた意見は、下記のとおり修正します。

意見 番号	意見の内容（原文のまま記載してあります。）	意見に対する市の考え方
1	<p>本条例は美濃市民の歯とお口の健康に関し、オーラルフレールの予防を取り入れるなどとても良いものと考えます。関係各位に御礼申し上げます。さらにお願いますとすれば地域住民の歯とお口の健康を増進させるために実効性のあるものになりたいと考えますので、歯とお口の健康の関する事業をおこなう際の事業計画予算の提出のできるような条例にしたいと思えます。条文に項目を加えていただけませんか。</p>	<p>【条例案に追加します】 財政上の措置として条文を追加します。</p>
2	<p>条例名を「美濃市民の歯と口腔の健康づくり条例」から「美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」とされては如何でしょうか。美濃市の令和4年度の施政方針にも、まず「(1)健康意識向上の推進」と謳われています。ここはより積極的に推進という言葉を入れるべきです。</p>	<p>【条例案を修正します】 歯及び口腔の健康づくりに関する施策を市全体で推進することを目的としています。ご意見のとおり、「推進条例」と修正いたします。</p>
3	<p>第2条の【1】「並びに健全な口腔機能を獲得し、及び維持し、並びに口腔機能を向上させることをいう。」→並びに健全な口腔機能を維持することを言う。</p> <p>歯科医学的には口腔機能についての考え方として、口腔機能発達不全症と口腔機能低下症という病名が考えられます。発達不全の場合は獲得し、低下していれば向上させることであり、どうも医療上の混乱をしておられるようですね。ここは複雑な言い回しより、より明確化された健全な口腔機能の維持とされては如何でしょうか。</p>	<p>【条例案を修正します】 歯と口腔の健康づくりの定義として、歯及び口腔の衛生を保持するとともにむし歯や歯周疾患等、予防や治療を行うことで健全な口腔機能を維持することが出来るものとしています。 ご意見のとおり、わかりやすい表記として、「並びに健全な口腔機能を獲得し、及び維持し、並びに口腔機能を向上させることをいう。」を「並びに健全な口腔機能を維持することをいう。」に修正します。</p>

<p>4</p>	<p>第2条の【3】「歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。」→歯及び口腔の健康相談、予防、口腔ケア、治療等に対応する歯科医師をいう。</p> <p>今の趨勢は単に治療のみが歯科医療に求められているわけではありません。ここは先進的に包括的な歯科医療について触れていくべきです。</p>	<p>【条例案を修正します】</p> <p>歯科医の役割としては、治療のみではなく、ケア・予防も含まれています。</p> <p>ご意見のとおり、「歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。」を「歯及び口腔の健康相談、予防、口腔ケア、治療等に対応する歯科医師をいう。」に修正します。</p>
<p>5</p>	<p>第3条の【2】「全ての市民が歯科に係る健康診査、保健指導及び教育並びに医療を受けることが出来る環境の整備を推進すること。」→全ての市民が生涯を通じたライフステージにおいて、あらゆる口腔保健医療サービスを受けることが出来る環境の整備を推進すること。</p> <p>「歯科に係る健康診査、保健指導及び教育並びに医療」は 歯科口腔保健医療の一環として解釈されますが、現在はこれにとどまらず、予防歯科・口腔ケアに代表される医療分野もあります。また、胎児からはじまって、終身に至る間の様々な世代にわたっての歯科口腔保健事業も考えなければいけません。もちろん健診・指導・啓発・教育も含めても。具体的には周術期・妊娠期、経産期、災害時期、障害・病気などによる臥床期など多岐に渡る事業についても対象とすべきです。つまりこれらを総合的に表現するならば口腔保健医療サービスとなるでしょう。</p>	<p>【条例案を修正します】</p> <p>歯及び口腔の健康づくりにあたっては、最新の知見及びしゃかう情勢を踏まえたうえで、各年代に最も適した歯科口腔保健サービスを受けられることが重要です。</p> <p>ご意見のとおり、「全ての市民が歯科に係る健康診査、保健指導及び教育並びに医療を受けることが出来る環境の整備を推進すること。」を「全ての市民が生涯を通じたライフステージにおいて、あらゆる口腔保健医療サービスを受けることが出来る環境の整備を推進すること。」に修正します。</p>
<p>6</p>	<p>第4条の「総合的かつ効果的な施策を策定し、実施しなければならない。」→総合的かつ効果的な施策を策定し、必要な対策を講じ、これを実施しなければならない。</p> <p>ここが一番重要で、市と推進条例してはこの推進条例を施行していく上で、財政上の裏付け 即ち、予算を獲得しやすい要綱としておくべきです。</p>	<p>1の対応を参考にしてください。</p>

(3)パブリックコメントでいただいた意見による修正のほか、条例案を適切でよりわかりやすい内容とするとともに、条例の文書体を整えるため、下記の通り修正いたします。

番号	修正前	修正後
1	第1条中 「に基づき」	「の規定にのっとり」 修正
2	第1項第6号中 「第10条第13項」	「第2条第7項」 修正
3	第2条第2号中 「歯科医師等業務従事者」	「歯科医療等業務従事者」 修正
4	第5条中 「市民は、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め」	「市民は、基本理念にのっとり、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め」 一部追加
5	第7条みだし 「(教育関係者・保健医療関係者及び福祉関係者の役割)」	「(教育関係者・福祉関係者の役割)」 一部削除
6	第7条中 「教育関係者・保健医療関係者及び福祉関係者は、」	「教育関係者及び福祉関係者は、」 一部削除
7	第8条中 「市内に事業所を有する事業者は、」	「市内に事業所を有する事業者は、基本理念にのっとり、」 一部追加
8	第9条第5号中 「定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者について、」	「障害者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者について、」 一部追加